

越前市国民健康保険税

国民健康保険は、みなさんがお金(保険税)を出し合い、病気やけがをしたときの医療費などにあてる支え合いの制度です。皆さんが納める保険税は、国民健康保険の大切な財源です。

国民健康保険の納税義務者は『世帯主』です(地方税法第703条の4)

令和5年度の国民健康保険税を決定いたしましたので別添のとおり通知いたします。

世帯主が国民健康保険に加入していない場合も、世帯に国民健康保険の加入者がいる場合、納税義務者は世帯主となります。(世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、加入者宛に別途金額をお知らせする通知は行っておりません。) 今回の通知書は、令和5年4月～令和6年3月のうち、国民健康保険に加入している月について保険税を賦課決定しております。(既に脱退手続きを行っている場合も、4月～6月に国民健康保険に加入している場合は加入期間に応じて納税義務が発生します。)

賦課限度額の変更について

後期高齢者支援金分の賦課限度額を22万円に変更しました。変更後の賦課限度額は下記表のとおりです。

	医療給付費分	後期支援金分	介護納付金分
賦課限度額	65万円	22万円	17万円

所得による軽減額の計算方法の変更について

低所得世帯に対する均等割と平等割の軽減について計算方法を変更しました。変更後の計算方法は、納税通知書2ページの「課税について 4」をご覧ください。

納付・還付について

同封の納付書を使用して期別ごとの納付額をそれぞれの納期限までに納めてください。口座振替の場合は各振替日(全納は第1期振替日)にご登録の口座から引き落としいたします。

所得の申告は忘れずにしてください

令和4年分の所得の申告はお済みですか。未申告の場合、保険税軽減制度の判定ができないため低所得世帯の場合は保険税額が高くなる場合があります。

転入された方

保険税算定に必要となる所得を把握するため、転入前の自治体に所得照会を行っています。照会には日数を要するため、通知書発行までに所得の確認が間に合わない場合は、所得がないものとして計算した通知書を送付いたします。**所得状況の確認が完了し再度算定した結果、保険税額が変更となる場合には、更正通知書を送付いたします。**

特別徴収(年金からの天引き)について

加入者の負担を削減するため、特別徴収(年金からの天引き)にて保険税を納付していただく方法です。

●特別徴収の要件

- ①世帯主が国民健康保険の加入者である
- ②世帯主の介護保険料が特別徴収(年金からの天引き)である
- ③国民健康保険に加入している世帯員全員が65歳以上75歳未満である
- ④世帯主の年金額が18万円以上である
- ⑤介護保険料と国民健康保険税を合わせた天引き額が1回あたりの年金受給額の2分の1を超えていない

※年度内に、75歳になられる国民健康保険加入者がいる場合、普通徴収(納付書払いまたは口座振替)に切り替わっていますので納付忘れの無いようご注意ください。

※要件に1つでも該当しなくなった場合は、特別徴収は中止となり、普通徴収に切り替わります。それぞれ期別ごとの税額は、納税通知書でご確認ください。

今年度から特別徴収の要件に該当する場合

10月の年金支給時より国民健康保険税が天引きされます。

特別徴収が継続される場合

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
基本的には、令和5年2月と同額(仮徴収税額)を年金から天引きします。 ※税額の変動が大きくなることが見込まれる場合、年間を通じて天引きされる額がなるべく均等となるよう、6月・8月の税額を調整することがあります。(平準化)			今年度の年税額が確定した後、算定された税額から既に徴収した4月～8月の仮徴収税額を差し引いた残額を3回に分けた額が年金から天引きされます。 翌年度の仮徴収税額については納税通知書1頁「来年度の公的年金からの特別徴収税額(仮徴収分)」をご覧ください。		

特別徴収の方で、今回の通知以後、年度途中で保険税額が変更となる場合

- ・年度途中で増額となった場合…特別徴収は継続し、増額分を追加で普通徴収にてお納めいただきます。
- ・年度途中で減額となった場合…特別徴収から普通徴収へ切り替わります。

特別徴収を中止したい方

これまで滞納なく国民健康保険税を納付していただいている場合、申し出によりお支払いの方法を「特別徴収」から「口座振替」に変更できます。(10月の年金天引きを中止するには、7月末日までに申出が必要です。)

よくあるお問い合わせ

Q1 国民健康保険が昨年より高くなったのはなぜですか。

- A1
- ・加入者が増えた
 - ・加入者の収入が昨年度と比べて増えた
 - ・加入者で40歳になった方がいる
 - ・加入者や世帯主が所得の申告をしていない

Q2 国民健康保険に加入していないのに納税通知書が届きました。なぜですか。

A2 世帯内に加入者がいる場合

国民健康保険税は、**世帯主の方が納税義務者**となります。世帯主が国民健康保険以外の健康保険に加入していても、ご家族が加入している場合には、納税義務が発生します。

国民健康保険の脱退手続きをしていない場合

国民健康保険を脱退する場合はお手続きが必要です。社会保険等に加入した場合は、必ず国民健康保険の脱退手続きをしてください。

すでに脱退されている場合

4月から6月までの間に国民健康保険に加入されていた場合は、既に脱退された場合でも加入の期間に応じて納税義務が発生します。

Q3 加入者ごとに納付書をわけてもらえますか。

A3 加入者ごとに納付書を分けることはできません。

年税額の加入者ごとの按分は「納税通知書4ページ(個人明細書)」の算出額を参考にしてください。
なお、個人明細書には平等割額は含まれていませんので個人明細書の合計額と世帯の年税額は一致しません。

お問い合わせ先	加入・脱退について	保険年金室(市役所◎保険・年金)	22-3002
	課税について	税務課(市役所⑩税の窓口)	22-3014
	納税・口座振替について	税務課(市役所⑩税の窓口)	22-3015



◀ Translation (Tradução)

翻訳したものをホームページ上でご確認ください。

※一部機種でご覧いただけない場合があります。